2　ガイドツアー （二）十八歳以上の者（高校生、大学生及び高等専門学校生並びにこれらに相当する者及び専修学校の生徒を除く。）　一名につき一回二千円 （三）十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者並びに（二）に掲げる者を除く。）　一名につき一回千五百円	2　ガイドツアー （二）一般参観料 （1）十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者を除く。）　一名につき一回千五百円 （2）十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者並びに（一）に掲げる者を除く。）　一名につき一回七百円 （三）団体（二十人以上）参観料 （1）十八歳以上の者（高校生及びこれに相当する者を除く。）　一名につき一回千二百円	（三）十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者並びに（二）及び（三）に掲げる者を除く。）　一名につき一回七百円
		（2）十二歳以上の者（小学生及びこれに相当する者並びに（1）に掲げる者を除く。）　一名につき一回六百円 ［加える。］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

○総務省告示第二百二十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第百五十八号（固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十一年度分の固定資産税から適用する。

平成三十年七月二日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第１章　土地 **第２節の２**　市街化区域農地 市街化区域農地（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第19条の２第１項に規定する市街化区域農地をいう。）の評価については、沿接する道路の状況、公共施設等の接近の状況その他宅地としての利用上の便等からみて、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の価額を基準として求めた価額から当該市街化区域農地を宅地に転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を控除した価額によつてその価額を求める方法によるものとする。 ただし、田園住居地域内市街化区域農地（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第19条の２第１項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。）の評価については、上記によつて求めた価額に、当該土地の地積に応じて、「田園住居地域内市街化区域農地補正率表」（別表第２の２）の補正率を乗じた価額によつてその価額を求める方法によるものとする。 ［別表第２　略］ **別表第２の２**　田園住居地域内市街化区域農地補正率表 地積 / 補正率 300㎡未満 / 1.00 300㎡以上 / 地積×0.50＋150 ／ 地積	**第１章**　土地 **第２節の２**　市街化区域農地 市街化区域農地（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第19条の２第１項に規定する市街化区域農地をいう。）の評価については、沿接する道路の状況、公共施設等の接近の状況その他宅地としての利用上の便等からみて、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の価額を基準として求めた価額から当該市街化区域農地を宅地に転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を控除した価額によつてその価額を求める方法によるものとする。 ［別表第２　同左］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を除く全体に付した下線は注記である。	